

# 7. 医療 (健康福祉課 国保医療係)

## (1) 福祉医療費助成制度

65歳～70歳未満の高齢期移行者・重度障がい者・乳幼児等・母子家庭等・高齢重度障がい者・こどもの方に医療費受給者証を交付（高校生等医療は交付なし）することにより、医療機関等で受診されたときに保険診療の自己負担額（高齢期移行者医療については一部負担金を控除した額、高校生等医療については入院医療費のみ）を助成する制度です。

### ①福祉医療費助成制度を受けられる要件

高齢期移行者 医療	65歳～70歳未満 (後期高齢者医療被保険者は除く) 所得がないことから自立できない方と、 一定の所得以下で身体的理由等から 日常生活動作が自立できない方（要介 護2以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福崎町に住所を有すること</li> <li>・医療保険に加入していること</li> <li>・各医療費助成制度の所得要件等に該当していること</li> </ul> (乳幼児等、こども、高校生等医療費助成制度の所得制限はありません)
重度障がい者 医療	次の手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級	
乳幼児等 医療	0歳～小学3年生 (9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない乳幼児等)	
母子家庭等 医療	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳に達する月の末日までにあつて高等学校等に在学中の子を現に監護する者およびその子	
高齢重度障 がい者医療	後期高齢者医療被保険者で次の手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級	
こども医療	小学4年生～中学3年生 (9歳の誕生日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないこども)	
高校生等医療	15歳の誕生日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方で次の要件を満たす方 ・保護者に扶養されている ・婚姻をしていない (高校等に通っていないなくても対象になります)	



## ②助成される医療費

医療費（保険診療分）の自己負担額が無料となります。（ただし、高齢期移行者医療は一部負担金を控除した額を、高校生等医療は入院医療費のみを助成します。一部負担金については福祉医療制度所得制限等一覧表参照）

病院等を受診される際には、健康保険証と福祉医療費受給者証を忘れずに提示してください。入院などで医療費が高額になる場合は、「限度額適用認定証」も併せて提示してください。

※高校生等医療は受給者証の交付はありません。医療機関窓口で自己負担額を支払った後、申請によりその金額を助成します。（償還払い）

※精神（高齢）重度障がい者医療費受給者の精神疾患にかかる医療費は助成の対象外となります。ただし、市町村民税非課税世帯で受給者本人および世帯全員が年金収入80万円以下もしくは年金収入を加えた所得が80万円以下の方については、精神疾患による医療費を助成します。（償還払い）

※福祉医療費受給者（高齢期移行者・高校生等医療以外）で、自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾患医療などの他の公費負担医療費助成が受給できる場合は、福祉医療費助成制度より優先されます。他の公費負担医療には自己負担額がありますので、その自己負担した金額を助成します。（償還払い）

## ③医療費受給者証の返還

こんなとき	必要なもの
福崎町外へ転出するとき	医療費受給者証
死亡したとき	
健康保険の資格を失ったとき	
生活保護を受けたとき	
有効期限がきれたとき	

## ④その他の届出

こんなとき	必要なもの
加入している健康保険が変わったとき	健康保険証 医療費受給者証
福崎町内で住所が変わったとき	
氏名が変わったとき	



## ⑤医療費の払い戻し（高齢期移行者医療の一部負担金は除く）

こんなとき	必要なもの
緊急、その他やむを得ない事由で受給者証を持たずに診療を受けたとき	医療費受給者証・健康保険証 領収書(点数記載のもの) 健康保険支給決定通知書(全国健康保険協会等) 療養費支給兼附加給付金支給明細書(健保組合・共済組合等) 医師の意見書(補装具)・通帳
県外の医療機関で診療を受け自己負担額を立替え払いしたとき	
医師の指示により補装具(コルセット)等をつけたとき	

## 令和3年度 福祉医療制度所得制限等一覧表

### ●高齢期移行者医療費助成制度

(65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで)

対 象	負 担 割 合	一部負担 金の割合	所得制限の内容	自己負担限度月額
誕生日が 昭和27年 7月1日 以降の方	区分Ⅰ	2割	市町村民税非課税世帯で、 世帯全員に所得がない方 (年金収入80万円以下かつ所得なし)	外 来 8,000円 入院等 15,000円
	区分Ⅱ		市町村民税非課税世帯で、 本人の年金収入を加えた所 得が80万円以下であり、か つ要介護2以上の方	外 来 12,000円 入院等 35,400円
誕生日が 昭和26年 7月1日 から 昭和27年 6月30日 の方	区分Ⅰ	2割	市町村民税非課税世帯で、 世帯全員に所得がない方 (年金収入80万円以下かつ所得なし)	外 来 8,000円 入院等 15,000円
	区分Ⅱ		市町村民税非課税世帯で、 本人の年金収入を加えた所 得が80万円以下の方	外 来 12,000円 入院等 35,400円

### ●重度障がい者および高齢重度障がい者医療費助成制度

(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方)

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の合計額が <b>23万5千円未満</b>

(自立支援医療制度の所得制限基準を準用)

### ●母子家庭等医療費助成制度

(18歳または20歳までの子を監護する母または父及びその子)

所得確認対象者	扶養親族等の数	所得限度額(一部支給)
母子家庭等の母等 (扶養義務者)	0	1,920,000円
	1	2,300,000円
	2	2,680,000円
	3	3,060,000円
	4	3,440,000円

(児童扶養手当の所得制限基準を準用)



#### 《所得制限なし》

●乳幼児等医療費助成制度 (0歳～小学3年生までの方)

●こども医療費助成制度 (小学4年生～中学3年生までの方)

●高校生等医療費助成制度 (15歳の誕生日以後の最初の4月1日～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方)

## (2) 未熟児養育医療給付制度

未熟児で生まれ、指定養育医療機関において医師が入院して養育を受ける必要があると認め、福崎町で承認された場合に入院医療費(保険診療分)および入院時食事療養費等を公費負担する制度です。

### ①給付対象

福崎町内に居住し、医師が入院養育を必要と認めた未熟児で、次のいずれかの症状等を有している場合に対象となります。

1. 出生時の体重が 2,000g 以下
2. 生活力が特に薄弱であって次に掲げる症状のいずれかを有する
  - ・運動不安、けいれんなど
  - ・体温が摂氏 34 度以下
  - ・呼吸器、循環器の症状(強度のチアノーゼ、呼吸数の異常など)
  - ・消化器の症状(排便がない、嘔吐が持続など)
  - ・強い黄疸

### ②申請に必要なもの

養育医療給付申請書	役場に備えてあります
医師の養育医療意見書	
世帯調書兼同意書およびその添付資料	
健康保険証	お子さんの保険証ができていない場合は保護者の保険証

### ③期間

指定医療機関での入院による診療開始日から診療終了日までですが、満 1 歳の誕生日の前日までが限度です。

(ただし、診療開始日から 15 日を過ぎて申請をされた場合は、受付日からの支給開始となります。)

